

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 歴史的風致形成建造物の維持管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、和歌山県や高野町の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持管理を行う。またそれ以外の建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物の維持管理は、所有者（管理者）などが行うことを基本に、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致建造物の増築、改築、移転又は除却に係る町長への届出及び勧告などの規定を活用し、適正な維持管理を図る。維持管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴などの調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復元することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図る。

(2) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

① 県及び町指定文化財

県及び町指定文化財は、県及び町の文化財保護条例に基づく現状変更などの許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に、民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

② 登録有形文化財及び登録記念物

登録有形文化財及び登録記念物は、文化財保護法に基づき、適切に維持管理を行う。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議のうえ、保存に努めることとする。民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術指導を踏まえて実施するものとする。

③ その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、県・町指定文化財、登録有形文化財または登録記念物として指定・登録するように努めるものとする。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) 届出が不要な行為

歴史的風致形成建造物の増築などの届出が不要の行為は、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項及び同法施行令第 3 条第 1 項に基づき、以下の場合とする

- ① 和歌山県文化財保護法条例第 2 条第 1 項の規定に基づく和歌山県指定有形文化財（建造物）について、同条例第 11 条第 7 項の規定に基づく修理の届出及び同条例第 12 条第 1 項に基づく現状変更などの届出を行った場合
- ② 高野町文化財保護条例第 2 条第 1 項の規定に基づく町指定有形文化財について、同条例第 6 条の規定に基づく現状変更及び修理などの許可申請を行った場合
- ③ 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④ 文化財保護法第 132 条第 1 項の規定に基づく登録記念物について、同法第 133 条第 1 項で準用する同法第 64 条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合